



# 農業等に使用する軽油の免税制度の御案内

## <制度の概要>

農業の機械に使用する軽油は、免税軽油制度を利用することで、軽油引取税（1ℓ当たり32.1円）が免除されます。

## <対象者>

- ・ 農業者
- ・ 委託を受けて農作業を行う方

埼玉県マスコット「さいたまっち」



## <対象となる農業の機械>

- ① 動力耕うん機
  - ② 耕うん整地用機械
  - ③ 栽培管理用機械
  - ④ 収穫調整用機械
  - ⑤ 植物繊維用機械
  - ⑥ 畜産用機械
- 例) トラクター、コンバイン、田植機、防除機



埼玉県マスコット「コバトン」



※ 精米機やビニールハウスの加温等に使用する軽油は対象外です。

## <免税軽油手続の流れ>

(申請者)



令和5年7月11日に埼玉県税条例の改正により報告頻度が緩和されました！

○緩和の内容（購入数量が年間3キロリットル以下の場合）

| 改正前   |       | → | 改正後   |  |
|-------|-------|---|-------|--|
| 区分    | 報告頻度  |   | 報告頻度  |  |
| 免税1年目 | 毎月    |   | 1年に一度 |  |
| 2年目以降 | 1年に一度 |   |       |  |

新規で免税軽油の使用を検討されている方がより利用しやすい制度となりました！

## 表面の他にも、免税申請手続を下記のとおり緩和いたします！

ワンスオンリー化・・・令和5年7月11日から運用を開始しました。一度提出した書類は情報等に変更がなければ再度の提出は不要になります。

バックオフィス化・・・令和6年4月1日から運用を開始しました。申請者の同意があった場合に申請者に係る情報を行政間で共有することにより、証明書の添付を省略し、手続の簡素化を図ります。

| 手続                      |              | 申請書類 |                         | ワンス<br>オンリー化 | バック<br>オフィス化 |
|-------------------------|--------------|------|-------------------------|--------------|--------------|
| (3年に1度)<br>免税軽油<br>使用者証 | 共通           | ①    | 交付申請書                   | —            | —            |
|                         |              | ②    | 誓約書                     | —            | —            |
|                         |              | ③    | 自己所有がわかる書類              | ○            | —            |
|                         |              | ④    | カタログ                    | ○            | —            |
|                         |              | ⑤    | 免税で使用する機械等の写真           | ○            | —            |
|                         | 個人<br><br>法人 | ⑥    | 本人確認書類（免許証、住民票等）        | —            | —            |
|                         |              | ⑦    | 商業登記簿謄本                 | ○            | —            |
|                         |              | ⑧    | 定款                      | ○            | —            |
|                         |              | ⑨    | 直近1年分の決算書（貸借対照表及び損益計算書） | —            | —            |
| (毎年)<br>免税証             | 共通           | ⑩    | 交付申請書                   | —            | —            |
|                         |              | ⑪    | 耕作証明書                   | —            | ○            |
|                         |              | ⑫    | 作物作付面積がわかる書類            | ○            | —            |

## 免税軽油制度の相談窓口



| 県税事務所  | 申請をされる個人又は法人の住所、事業所所在地  |
|--|---|
| 自動車税事務所<br>軽油引取税・広域事案調査・諸税担当<br>〒330-0844 さいたま市大宮区下町3-8-3<br>TEL：048-641-5441 (直通)   | さいたま市（岩槻区を除く。）、川口市、鴻巣市、上尾市、蕨市、戸田市、桶川市、北本市、伊奈町   |
| 川越県税事務所 軽油引取税担当<br>〒350-1124 川越市新宿町1-17-17<br>ウェスタ川越公共施設棟3階<br>TEL：049-242-3464 (直通) | 川越市、所沢市、飯能市、東松山市、狭山市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、坂戸市、鶴ヶ島市、ふじみ野市、日高市、三芳町、毛呂山町、越生町、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町 |
| 熊谷県税事務所 軽油引取税担当<br>〒360-8501 熊谷市末広3-9-1<br>TEL：048-523-2804 (直通)                     | 熊谷市、秩父市、本庄市、深谷市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町、東秩父村、美里町、神川町、上里町、寄居町   |
| 春日部県税事務所 軽油引取税担当<br>〒344-8555 春日部市大沼1-76<br>TEL：048-737-2228 (直通)                    | さいたま市岩槻区、行田市、加須市、春日部市、羽生市、草加市、越谷市、久喜市、八潮市、三郷市、蓮田市、幸手市、吉川市、白岡市、宮代町、杉戸町、松伏町                                   |

- ※ 初めて申請をされる方は事前にお問合せください。
- ※ 免税軽油使用者証に記載された機械で農業に使用する軽油のみが免税の対象になります。
- ※ **免税された軽油を農業以外に使用した場合や、免税証を他人に譲った場合は課税の対象となります。**



★ **令和6年4月1日から、バックオフィス化の運用を開始しました。**

**バックオフィス化を利用される場合は別途同意書の提出が必要となります。** 埼玉県 軽油引取税

検索